<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>９<br>設備</td><td>（１）－１　必要な設備等　　【児発】【放デ】<br>発達支援室のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けていますか。<br><br>＜多機能型事業所に関する特例＞<br>　多機能型事業所については、サービスに支障がないように配慮しつつ、一体的に行う他の事業所設備を兼用することができる。</td><td>いる</td><td>省令<br>第9条第1項<br>第68条第1項</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）－２ 必要な設備等　【居訪】【保訪】<br>　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</td><td>該当なし</td><td>省令<br>第71条の10第1項<br>第75条</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）発達支援室　【児発】【放デ】<br>　発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えていますか。</td><td>いない</td><td>省令<br>第9条第2項<br>第68条第2項</td></tr>
<tr><td></td><td>（３）専用の設備等　【共通】<br>　（１）に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっていますか。<br>※　障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。<br><br>＜サービスの提供に必要な設備・備品＞<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・</td><td>いない</td><td>省令<br>第9条第3項<br>第68条第3項<br>第71条の10第2項<br>第75条</td></tr>
<tr><td>１０<br>運営規程<br><br>【共通】</td><td>　事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。<br><br>
<table>
<tr><th>運営規程に定めるべき重要事項</th><th></th><th>主な点検のポイント</th></tr>
<tr><td>①　事業の目的及び運営の方針</td><td>有</td><td rowspan="13">（全体）<br>・記載内容が事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか。<br>・変更した場合、届出をしているか。<br><br>⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか（「〇区の一部」など不明確な記載がないか）。<br><br>⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。<br>・担当者の設置<br>・苦情解決体制の整備<br>・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修実施<br>・虐待防止委員会の設置に関すること</td></tr>
<tr><td>②　従業者の職種、員数及び職務の内容</td><td>有</td></tr>
<tr><td>③　営業日及び営業時間</td><td>有</td></tr>
<tr><td>④　利用定員　※</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑤　サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑥　通常の事業の実施地域</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑦　サービスの利用に当たっての留意事項</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑧　緊急時等における対応方法</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑨　非常災害対策　※</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　※</td><td>無</td></tr>
<tr><td>⑪　虐待の防止のための措置に関する事項</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑫　その他運営に関する重要事項（苦情解決体制等）</td><td>有</td></tr>
</table>
※　居宅訪問型児童発達支援及び保育所訪問支援については、④⑨⑩は除く。</td><td>いる</td><td>省令<br>第37条<br>第71条<br>第71条の13<br>第79条</td></tr>
<tr><td>１１<br>内容及び手続の説明及び同意<br><br>【共通】</td><td>（１）重要事項の説明<br>　通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。<br><br>
<table>
<tr><th colspan="2">重要事項説明書への記載事項</th></tr>
<tr><td>①　事業者、事業所の概要（名称、所在地）</td><td>有</td></tr>
<tr><td>②　運営規程の概要（目的、方針、営業日時、通常の事業の実施地域、事業の主たる対象とする障害の種類など）</td><td>有</td></tr>
<tr><td>③　従業者の勤務体制</td><td>有</td></tr>
<tr><td>④　提供するサービスの内容</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑤　サービス提供につき保護者が支払うべき額</td><td>有</td></tr>
<tr><td>⑥　事故発生時の対応</td><td>有</td></tr>
</table></td><td>いる</td><td>省令<br>第12条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ⑦　苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情相談の連絡先（行政機関、第三者委員）　有<br>⑧　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　有<br>⑨　サービス提供開始年月日　有 | | |
| | （２）利用契約<br>社会福祉法第７７条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 | いる | 省令<br>第12条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １２<br>契約支給量の報告等<br><br>【共通】 | （１）受給者証への必要事項の記載<br>サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量（契約支給量）その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を保護者の通所受給者証に記載していますか。<br><br>○　事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。<br>・ 事業者及び事業所の名称<br>・ サービスの内容<br>・ 契約支給量（月当たりのサービスの提供量）<br>・ 契約日　等 | いる | 省令<br>第13条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）契約支給量<br>契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。 | いない | 省令<br>第13条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）市町村への報告<br>サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | いる | 省令<br>第13条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （４）受給者証記載事項の変更時の取扱い<br>受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っていますか。 | いる | 省令<br>第13条第4項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １３<br>提供拒否の禁止<br><br>【共通】 | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。<br><br>○　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、<br>①　利用定員を超える利用申込みがあった場合<br>②　入院治療の必要がある場合<br>③　当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合　　等 | いない | 省令<br>第14条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １４<br>連絡調整に対する協力<br>【共通】 | サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 | いない | 省令<br>第15条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １５<br>サービス提供困難時の対応<br>【共通】 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる | 省令<br>第16条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １６<br>受給資格の確認<br>【共通】 | サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。<br><br>☞　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 | いる | 省令<br>第17条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １７<br>障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助<br><br>【共通】 | （１）通所給付決定を受けていない者<br>通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる | 省令<br>第18条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）利用継続のための援助<br>サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | いる | 省令<br>第18条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １８<br>心身の状況等の把握<br>【共通】 | サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる | 省令<br>第19条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| １９<br>指定障害児通所支援事業者等との連携等<br>【共通】 | （１）サービス提供時の関係機関等との連携<br>サービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる | 省令<br>第20条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）サービス提供終了に伴う関係機関等との連携<br>サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる | 省令<br>第20条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ２０<br>身分を証する書類の携行<br>【居訪】<br>【保訪】 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 該当なし | 省令<br>第71条の11<br>第79条 |
| ２１<br>サービスの提供の記録<br>【共通】 | （１）サービス提供の記録<br>サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 | いる | 省令<br>第21条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）サービス提供の確認<br>上記（１）の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。<br>☞ 保護者から、サービス提供の都度、自署又は押印等による確認を受け、記録は事業所で保管してください。 | いる | 省令<br>第21条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ２２<br>保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等<br>【共通】 | （１）利用者負担額以外の金銭の支払の範囲<br>サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 | いる | 省令<br>第22条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）金銭支払いに係る保護者への説明<br>金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。<br>※ 次の２３（１)から(３)までに規定する支払については、この限りでない。 | いる | 省令<br>第22条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ２３<br>利用者負担額等の受領 | （１）通所利用者負担額の受領 【共通】<br>サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。 | いる | 省令<br>第23条第1項<br>第70条第1項<br>第71条の12第1項<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （２）－１法定代理受領を行わない場合　【児発】<br>　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払いを受けていますか。<br>　一　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額<br>　二　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 | 該当なし | 省令<br>第23条第2項 |
| | （２）－２法定代理受領を行わない場合　【放デ】【居訪】【保訪】<br>　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、指定通所支援費用基準額の支払を受けていますか。 | 該当なし | 省令<br>第70条第2項<br>第71条の12第2項<br>第79条 |
| | （３）－１ その他受領が可能な費用　【児発】　【放デ】<br>　上記（１）、（２）の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの以外の支払いを受けていませんか。<br><br>＜その他の費用の内容と金額（「月〇〇円」等）を記入＞<br>内容：①野外活動に係る交通費／②おやつ代／③野外活動に係る施設料／④クッキング代／⑤<br>金額：300円～500円／100円／施設による／300円～600円程／ | いない | 省令<br>第23条第3項<br>第70条第3項 |
| | （３）－２ その他受領が可能な費用　【居訪】【保訪】<br>　（１）、（２）の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額以外の支払を保護者から受けていませんか。 | 該当なし | 省令<br>第71条の12第3項<br>第79条 |
| | （４）領収証の交付　【共通】<br>　上記（１）から（３）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付していますか。 | いる | 省令<br>第23条第5項<br>第70条第4項<br>第71条の12第4項<br>第79条 |
| | （５）通所決定保護者の同意　【共通】<br>　上記（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。 | いる | 省令<br>第23条第6項<br>第70条第5項<br>第71条の12第5項<br>第79条 |
| ２４<br>通所利用者負担額に係る管理<br><br>【共通】 | 　通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供する通所支援サービスも受けた場合において、保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定していますか。<br>　この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知していますか。 | いる | 省令<br>第24条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ２５<br>障害児通所給付費の額に係る通知等<br><br>【共通】 | （１）通所決定保護者への通知<br>　法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費の支給又は肢体不自由児通所医療費を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知していますか。<br><br>☞　自己負担のない者にも漏れなく通知してください。 | 該当なし | 省令<br>第25条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）サービス提供証明書の交付<br>　法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。 | 該当なし | 省令<br>第25条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２６<br>サービスの取扱方針 | （１）サービスの提供への配慮　【共通】<br>事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | いる | 省令<br>第26条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）障害児及び通所給付決定保護者の意思の尊重　【共通】<br>障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしていますか。 | いる | 省令<br>第26条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）サービス提供に当たっての説明　【共通】<br>従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる | 省令<br>第26条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （４）総合的な支援　【児発】【放デ】【居訪】<br>障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービス（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定するサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的なサービスを行っていますか。 | いる | 省令<br>第26条第4項<br>第71条<br>第71条の14 |
| | （５）サービスの質の評価及び改善　【共通】<br>事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる | 省令<br>第26条第5項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （６）自己評価及び保護者評価の実施　【児発】【放デ】【保訪】<br>（３）の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、従業者による評価を受けた上で、次の一から七に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。<br><br>一　障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況<br>二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況<br>三　事業の用に供する設備及び備品の状況<br>四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況<br>五　障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況<br>六　緊急時における対応方法及び非常災害対策<br>七　業務の改善を図るための措置の実施状況 | いる | 省令<br>第26条第6項<br>第71条<br>第79条 |
| | （７）評価及び改善内容の公表　【児発】【放デ】【保訪】<br>おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。<br>≪自己評価等結果の状況≫<br><br>☞　評価及び改善内容の公表について、子ども家庭支援課に届出がされていない場合、報酬減算（１００分の１５に相当する単位数の減算）の対象となります。 | いる | 省令<br>第26条第7項<br>第71条<br>第79条 |
| | （８）支援プログラムの公表　【児発】【放デ】【居訪】<br>事業所ごとに支援プログラム（第２６条第４項に規定する領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。<br><br>☞　支援プログラムの公表について、子ども家庭支援課に届出がされていない場合、報酬減算（１００分の１５に相当する単位数の減算）の対象となります。<br>※令和７年４月１日から適用 | いる | 省令<br>第26条の2<br>第71条<br>第71条の14 |

| | 直近の評価 | 前回の評価 |
|---|---|---|
| 保護者等からの評価 | 令和7年　12月 24日 | 平成6年12 月 10 日 |
| 事業所における自己評価 | 令和7年　12月　25日 | 令和7年 12月 10 日 |
| 公表日 | 令和7年 12 月　27日 | 令和6年 12 月 27 日 |
| 公表の方法 | ☑インターネット<br>☐保護者向けお知らせ<br>☐事業所内の掲示<br>☐その他の方法<br>（　　） | ☑インターネット<br>☐保護者向けお知らせ<br>☐事業所内の掲示<br>☐その他の方法<br>（　　） |
| 市への届出 | ☑あり<br>（提出日：令和7年12月27日 ）<br>☐なし | ☑あり<br>（提出日：令和6年12月27日 ）<br>☐なし |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２７<br>障害児の地域社会への参加及び包摂の推進<br><br>【児発】<br>【放デ】<br>【保訪】 | 障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めていますか。<br><br>実施している内容<br>・<br>・<br>・<br>・ | いない | 省令<br>第26条の3<br>第71条<br>第79条 |
| ２８<br>個別支援計画の作成等<br><br>【共通】 | （１）個別支援計画の作成業務<br>管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画（通所支援計画）の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる | 省令<br>第27条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）アセスメント<br>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握　（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか。 | いる | 省令<br>第27条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）保護者等への面接<br>児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。<br>この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | いる | 省令<br>第27条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （４）児童発達支援管理責任者の役割<br>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次の事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。<br><br>① 保護者及び障害児の生活に対する意向 ㊒・無<br>② 障害児に対する総合的な支援目標・その達成時期 ㊒・無<br>③ 生活全般の質を向上させるための課題 ㊒・無<br>④ 心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容（行事や日課等も含む） ㊒・無<br>⑤ サービスを提供する上での留意事項 ㊒・無<br>⑥ 支援時間 ㊒・無 | いる | 省令<br>第27条第4項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （５）計画作成に係る会議<br>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。<br><br>☞ 会議は必ず開催し、記録を残してください。<br>☞ 会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。 | いる | 省令<br>第27条第5項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （６）計画の同意<br>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。 | いる | 省令<br>第27条第6項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （７）計画の交付<br>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者及び保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付していますか。<br><br>☞ 説明・同意・交付したことが記録で確認できるように様式を定めてください。<br>例：「〇年〇月〇日　個別支援計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。　氏名　〇〇 〇〇」 | いる | 省令<br>第27条第7項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （８）計画の変更<br>　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。 | いる | 省令<br>第27条第8項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （９）モニタリング<br>　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。<br>　一　定期的に保護者及び障害児に面接すること<br>　二　定期的にモニタリングの結果を記録すること | いる | 省令<br>第27条第9項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （10）計画変更時の取扱い<br>　個別支援計画の変更については、上記（２）から（７）までの規定（アセスメントから計画交付まで）に準じて行っていますか。 | いる | 省令<br>第27条第10項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ２９<br>児童発達支援管理責任者の責務<br><br>【共通】 | （１）児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。<br>　一　項目３０に規定する相談及び援助を行うこと<br>　二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと | いる | 省令<br>第28条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。 | いる | 省令<br>第28条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３０<br>相談及び援助<br><br>【共通】 | 　常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | いる | 省令<br>第29条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３１<br>支援<br><br>【共通】 | （１）心身の状況に応じた支援<br>　障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。 | いる | 省令<br>第30条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）社会生活への適応性を高めるための指導等<br>　障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。 | いる | 省令<br>第30条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）適性に応じた支援<br>　障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っていますか。 | いる | 省令<br>第30条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （４）従業者の体制<br>　常時１人以上の従業者を支援に従事させていますか。 | いる | 省令<br>第30条第4項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （５）従業者以外の者による支援の禁止<br>　障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていませんか。 | いない | 省令<br>第30条第5項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３２<br>社会生活上の便宜の供与等<br><br>【共通】 | （１）レクリエーション行事の実施<br>教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。<br><br>実施している行事<br>・ハロウィンパーティー<br>・クリスマスパーティー<br>・運動会<br>・夏祭り<br>・季節行事<br>・ | いる | 省令<br>第32条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）家族との連携<br>常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。保護者支援として実施している内容<br><br>保護者支援として実施している内容<br>・保護者交流会<br>・BBQ大会<br>・ハロウィンパーティー<br>・日々の様子をその都度お伝えする | いる | 省令<br>第32条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３３<br>緊急時等の対応<br><br>【共通】 | 現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。<br><br>☞ 緊急時対応マニュアル（フロー図、対応方法、緊急連絡先等）を整備してください。 | いる | 省令<br>第34条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３４<br>保護者に関する市町村への通知<br>【共通】 | 通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | 該当なし | 省令<br>第35条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３５<br>管理者の責務<br><br>【共通】 | （１）一元的な管理<br>管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。 | いる | 省令<br>第36条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）指揮命令<br>管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる | 省令<br>第36条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３６<br>勤務体制の確保等<br><br>【共通】 | （１）勤務体制の確保<br>障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | いる | 省令<br>第38条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）従業者によるサービス提供<br>事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | いる | 省令<br>第38条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）研修機会の確保<br>従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。<br><br>＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞<br>前年度：12回<br>本年度：5回<br>研修等の主な内容：虐待・身体拘束・望みとニーズ・ストリングス<br>感染症 | いる | 省令<br>第38条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （４）適切な職場環境の維持（ハラスメント対策）<br>パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる | 省令<br>第38条第4項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３７<br>業務継続計画の策定等<br><br>【共通】 | （１）業務継続計画の策定<br>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定していますか。<br><br>感染症に係る業務継続計画：◯有 ・ 無 | いる | 省令<br>第38条の2第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ①　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）<br>②　初動対応<br>③　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）<br><br>災害に係る業務継続計画　〇有　・　無<br><br>①　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）<br>②　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）<br>③　他施設及び地域との連携<br><br>☞　業務継続計画が未策定の場合、報酬減算（１００分の１に相当する単位数の減算）の対象となります。 | | |
| | （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に実施していますか。<br><br>直近の研修及び訓練：研修実施日 令和7年10月28日／訓練実施日 令和7年10月28日<br>前回の研修及び訓練：研修実施日 令和6年10月24日／訓練実施日 令和6年10月24日 | いる | 省令<br>第38条の2第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる | 省令<br>第38条の2第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ３８<br>定員の遵守<br><br>【児発】<br>【放デ】 | （１）利用定員<br>利用定員は１０人以上となっていますか。<br>※　主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。<br>※　多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての通所支援の事業を通じて１０人以上（主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、５人以上）とすることができる。 | いる | 省令<br>第11条<br>第69条<br>第82条 |
| | （２）定員の遵守<br>利用定員及び発達支援室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。<br>※　災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。<br><br>☞　原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入は禁止されていますが、下記①②の範囲の障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とされています。<br><br>①１日当たりの障害児の数<br>・定員50 人以下：定員×150/100 以下<br>・定員51 人以上：定員＋(定員－50)×125/100＋25 以下<br>②過去３月間の障害児の数<br>・定員12 人以上：定員×開所日数×125/100 以下<br>・定員11 人以下：（定員＋３）×開所日数 以下<br><br>☞　なお、上記①②の数を超える場合、定員超過利用減算に該当するため、事業所において、「（別紙）障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」等を活用し、日々の利用者数を適切に把握・管理してください。 | いない | 省令<br>第39条<br>第71条 |
| ３９<br>非常災害対策<br><br>【児発】<br>【放デ】 | （１）非常災害時の対策<br>消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。<br>☑　関係機関への通報・連絡体制を整備していますか。<br>☑　従業員に周知できていますか。<br>☑　必要な消防設備を設置していますか。<br>☐　消防団や地域住民との連携は図れていますか。 | いる | 省令<br>第40条第1項<br>第71条 |
| | （２）避難訓練等の実施<br>非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。<br><br>☑　避難訓練及び消火訓練を年２回以上実施していますか。<br><br>避難訓練　直近1年　①　令和8年6月6日　②　令和8年3月14日 | いる | 省令<br>第40条第2項<br>第71条<br><br>【避難訓練】<br>消防法施行規則<br>第3条第10項 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 消火訓練：直近1年<br>①　令和8年6月6日<br>②　令和8年3月14日 | | | |
| | （３）避難確保計画の作成<br>浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に該当する場合、避難確保計画を作成し、市（子ども家庭支援課）に提出していますか。 | 該当なし | 水防法<br>第15条の3第1項<br>土砂災害防止法<br>8の2第1項 |
| | （４）避難確保計画に基づいた訓練の実施<br>避難確保計画に基づき、１年に１回以上訓練を実施し、所定の様式により市（子ども家庭支援課）に報告していますか。 | 該当なし | 水防法<br>第15条の3第5項<br>土砂災害防止法<br>8の2第5項 |
| | （５）訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携を務めていますか。 | いない | 省令<br>第40条第3項<br>第71条 |
| ４０<br>安全計画の策定等<br><br>【共通】 | （１）障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる | 省令<br>第40条第3項<br>第71条省令<br>第40条の2第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる | 省令<br>第40条の2第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）障害児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 | いる | 省令<br>第40条の2第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （４）定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。 | いる | 省令<br>第40条の2第4項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ４１<br>自動車を運行する場合の所在の確認 | （１）所在確認　【共通】<br>障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。<br><br>児童の所在確認の方法：降車の際は、しっかり降りた順に点呼を取る。サードシートまで確認する。 | いる | 省令<br>第40条の3第1項<br>第71条<br>第71条の4<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （２）安全装置　【児発】【放デ】<br>　障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装備を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っていますか。<br><br>送迎に使用する車両（リースを含む）：3　台<br>安全装置装備義務車両：2　台 | いる | 省令<br>第40条の3第2項<br>第71条 |
| ４２<br>衛生管理等<br><br>【共通】 | （１）設備等の衛生管理<br>　障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | いる | 省令<br>第41条第1項<br>第71条<br>第71条の4<br>第79条 |
| | （２）感染症等の発生及びまん延防止<br>　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。<br><br>感染対策委員会　担当者名：柿本　渚<br>感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針：（有）・無<br>研修実施日（年２回以上実施）：①令和7年10月28日 ②令和8年1月20日 ③令和8年4月28日 ④令和8年7月9日<br>研修実施日（年２回以上実施）：①令和8年4月28日 ②令和8年7月9日<br>新規採用時研修：令和8年9月7日<br>訓練実施日（年２回以上実施）：①令和7年10月28日 ②令和8年4月28日 | いる | 省令<br>第41条第2項<br>第71条<br>第71条の4<br>第79条 |
| ４３<br>協力医療機関<br><br>【児発】<br>【放デ】<br>【居訪】 | 障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 | いる | 省令<br>第42条<br>第71条<br>第71条の14 |
| ４４<br>掲示<br><br>【共通】 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。<br>（書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることもできます。）<br><br>☞　協力医療機関についても掲示してください。 | いる | 省令<br>第43条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ４５<br>身体拘束等の禁止<br><br>【共通】 | （１）身体拘束等の禁止<br>　サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 | いない | 省令<br>第44条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

（２）身体拘束等の記録
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。

| 身体拘束の有無 | 記録の有無 | 身体拘束の内容 |
|---|---|---|
| 有・(無) | 有・無 | |

該当なし

省令
第44条第2項
第71条
第71条の14
第79条

（３）身体拘束等の適正化措置
身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。

| | |
|---|---|
| 身体拘束等適正化検討委員会<br>担当者 | 柿本　渚<br>職種：児童指導員 |
| 委員会実施日（年１回以上実施） | 直近の委員会　令和8年 3月 17日<br>前回の委員会　令和8年　9月　8日 |
| 身体拘束等の適正化のための指針 | (有)・無 |
| 研修実施日（年１回以上実施） | 直近の研修　令和8年　3月　17日<br>前回の研修　令和8年　9月　8日 |
| 新規採用時研修 | 令和8年　9月　7日 |

☞ 上記（２）（３）が適切に行われていない場合、報酬減算（１００分の１に相当する単位数の減算）の対象となります。※新規採用時研修を除く

いる

省令
第44条第3項
第71条
第71条の14
第79条

≪身体拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目≫

☑ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
☑ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
☑ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
☑ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
☑ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
☑ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
☑ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

４６
虐待等の禁止

【共通】

（１）従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。

いない

省令
第45条第１項
第71条
第71条の14
第79条

≪参照≫　「児童虐待の防止等に関する法律」第２条
１　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（２）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。

| | |
|---|---|
| 虐待防止委員会<br>担当者 | 氏名：柿本　渚<br>職種：児童児童員 |
| 委員会実施日（年１回以上実施） | 直近の委員会　令和8年 3月 17日<br>前回の委員会　令和8年　9月 8日 |
| 研修実施日（年１回以上実施） | 直近の研修　令和8年　3月 17日<br>前回の研修　令和8年　9月 8日 |
| 新規採用時研修 | 令和8年　9月　7日 |

☞ 上記の措置が適切に行われていない場合、報酬減算（１００分の１に相当する単位数の減算）の対象となります。※新規採用時研修を除く

いる

省令
第45条第2項
第71条
第71条の14
第79条

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。<br>☑ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方<br>☑ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項<br>☑ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針<br>☑ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針<br>☑ 虐待発生時の対応に関する基本方針<br>☑ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針<br>☑ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 | | |
| ４７<br>秘密保持等<br><br>【共通】 | （１）従業者の秘密保持等<br>従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない | 省令<br>第47条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）秘密保持のための必要な措置<br>従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。<br><br>☞ 従業者等が退職後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要があります。 | いる | 省令<br>第47条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）個人情報提供の同意<br>障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉　サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 | いる | 省令<br>第47条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ４８<br>情報の提供等<br><br>【共通】 | （１）情報の提供<br>サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。 | いる | 省令<br>第48条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）虚偽又は誇大広告<br>事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。 | いない | 省令<br>第48条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ４９<br>利益供与等の禁止<br><br>【共通】 | （１）利益供与の禁止<br>障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 | いない | 省令<br>第49条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）利益収受の禁止<br>障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。 | いない | 省令<br>第49条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ５０<br>苦情解決<br><br>【共通】 | （１）苦情解決のための措置<br>その提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。<br><br>☑ 相談窓口は設置していますか。<br>（担当者：柴田　甲子美　　）<br>☑ 苦情解決の体制及び手順等は定めていますか。 | いる | 省令<br>第50条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）苦情受付の記録<br>上記（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 該当なし | 省令<br>第50条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）知事等が行う調査等への協力、改善<br>その提供したサービスに関し、法第２１条の５の２２第１項の規定により京都市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して京都市長が行う調査に協力するとともに、京都市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 該当なし | 省令<br>第50条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （４）改善内容の報告<br>京都市長からの求めがあった場合には、上記（３）の改善の内容を京都市長に報告していますか。 | 該当なし | 省令<br>第50条第4項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （５）運営適正化委員会が行う調査等への協力<br>社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | 該当なし | 省令<br>第50条第5項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ５１<br>地域との連携等<br>【共通】 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。<br><br>＜連携及び交流の内容＞<br>・<br>・<br>・<br>・ | いない | 省令<br>第51条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ５２<br>事故発生時の対応<br><br>【共通】 | （１）事故発生時の措置<br>障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。<br><br>☞ 利用者の死亡・怪我や感染症・食中毒等の事故が発生した場合は、３日以内に子ども家庭支援課へ報告してください。<br><br>□ 事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置していますか。<br>（ 設置 ・ (未設置) ）<br><br>□ 上記未設置の場合は、近隣に設置されているＡＥＤを緊急時に使用できるよう体制や連携を構築できていますか。<br>（ いる ・ (いない) ）<br><br>☑ 緊急時に備え、救命講習等を受講していますか。<br>（ (受講) ・ 未受講 ） | いる | 省令<br>第52条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）事故の記録<br>事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。<br><br>☞ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 | 該当なし | 省令<br>第52条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）損害賠償<br>障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。<br><br>□ 損害賠償保険に加入していますか。 （ (加入) ・未加入 ） | いる | 省令<br>第52条第3項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ５３<br>会計の区分<br><br>【共通】 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | いる | 省令<br>第53条<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| ５４<br>記録の整備<br><br>【共通】 | （１）記録の整備<br>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる | 省令<br>第54条第1項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （２）記録の保存<br>障害児に対するサービスの提供に関する少なくとも次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から少なくとも５年間保存していますか。<br>一 サービスの提供の記録<br>二 通所支援計画<br>三 利用者に関する市町村への通知に係る記録<br>四 身体拘束等の記録<br>五 苦情の内容等の記録<br>六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | いる | 省令<br>第54条第2項<br>第71条<br>第71条の14<br>第79条 |
| | （３）記録の保存方法、保存場所、廃棄の方法、保存期間についての管理方針を定めた書面を事業所内に保管していますか。<br><br>（参考）<br><br>定める事項 ｜ 記載内容の例 | いる | 条例<br>第4条の3 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 保存方法：・綴じ方（児童毎に保存、年度ごとに保存 など）<br>・記録媒体の種類（データで管理、紙に印刷し管理など） | | |
| | 保存場所：倉庫の場所、キャビネットの管理番号、保存パソコンの管理番号など | | |
| | 廃棄の種類：シュレッダーで裁断、溶解処分、雑がみとして廃棄、データ削除など | | |
| | 保存期間：上記（２）は５年間、従業者の労務関係に関する記録は５年間（当面の間は３年間）、その他は任意の期間を定める。 | | |
| ５５<br>電磁的記録<br><br>【共通】 | （１）電磁的記録について<br>作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 | 該当なし | 省令<br>83条 |
| | （２）電磁的記録について<br>書面で行うことが規定されている又は想定されている交付等（交付、説明、同意、その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得たうえで、電磁的方法によることができる。 | 該当なし | 省令<br>83条 |
| ５６<br>変更の届出等<br><br>【共通】 | （１）指定事項の変更<br>指定に係る事項に変更があったとき、１０日以内にその旨を京都市長に届け出ていますか。<br><br>＜届出先＞　子ども家庭支援課<br><br>＜変更に係る指定事項＞<br>①　事業所の名称及び所在地<br>②　申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所<br>③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（指定事業に限る。）<br>④　事業所の平面図<br>⑤　事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所<br>⑥　運営規程<br>⑦　障害児通所給付費の請求に関する事項<br>⑧　事業を再開したとき | いる | 法<br>第21条の5の20 |
| | （２）事業の廃止又は休止<br>事業を廃止・休止しようとするときは、廃止・休止の日の１月前までに、その旨を京都市長に届け出ていますか。 | 該当なし | |
| ５７<br>業務管理体制の整備<br><br>【共通】 | （１）業務管理体制の届出<br>事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（すべての事業所等が京都市内に所在する事業者）、厚生労働省（事業所等が２都道府県以上にある事業者）又は府（届出先が市及び厚生労働省以外の事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。<br><br>【法令遵守責任者】<br><br>氏　名：柴田　甲子美<br>役職名：代表取締役<br><br>法令遵守責任者の法人内での役割・業務<br>・苦情・相談の情報把握<br>・管理者<br>・児童発達支援管理責任者 | いる | 法第21条の5の26 |
| | （２）業務管理体制の届出内容に相違はありませんか。<br><br>☞　届出内容に相違がある場合は変更届の提出が必要です。 | ない | 法第21条の5の26 |
| | （３）法令等遵守の取組<br>法令遵守責任者は具体的な取組を行っていますか。<br><br>法令遵守に係る取組内容<br>・従業者に法令等の周知徹底を図る<br>・研修を実施している<br>・苦情相談等の情報を把握している<br><br>【取組例】関係法令を把握している、従業者に法令等の周知徹底を図っている、従業者への研修を実施している、苦情相談等の情報を把握している、内部検査（評価・改善活動）を実施しているなど | いる | 法第21条の5の26 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ５８<br>情報の報告及び公表<br><br>【共通】 | 支援の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告していますか。<br><br>☞ 情報公表未報告減算<br>情報公表に係る報告がされていない場合、１００分の５に相当する単位数の減算の対象になります。<br><br>☑ 原則として年1回期限内に報告していますか。<br>☑ 報告する内容に記載漏れはありませんか。 | いる | 法第33条の18第1項 |